

明 石 市 立 文 化 博 物 館
指 定 管 理 者 募 集 要 項

2024年（令和6年）7月

明 石 市

目次

はじめに	1
1 施設の概要	1
2 指定管理者が行う業務の概要	1
3 指定期間	2
4 業務に係る経費	2
5 申請者の資格	3
6 募集スケジュール	4
7 申請書類等のダウンロード	4
8 現地説明会	4
9 質問の受付と回答	5
10 申請書類の提出	5
11 選定の方法	6
12 協定の締結等	6
問い合わせ先	6

はじめに

明石市（以下「市」という。）では、明石市立文化博物館の管理運営業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年6月30日条例第22号）及び公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年7月1日規則第49号）並びに明石市立文化博物館条例（平成3年3月28日条例第3号）等の規定により、次期指定管理者（以下「指定管理者」という。）となる団体を公募します。募集要項、仕様書等関係書類の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで応募してください。

1 施設の概要

（1）名称 明石市立文化博物館（以下「文化博物館」という。）

（2）設置場所 明石市上ノ丸2丁目13番1号

（3）施設の概要

① 敷地面積	6,608.67㎡
② 建築面積	2,160.03㎡
③ 延床面積	5,039.27㎡
	本館棟 4,942.60㎡
	レストラン棟 96.67㎡
④ 構造	本館棟 鉄筋コンクリート造 地階1階・地上2階
	レストラン棟 鉄骨造
⑤ 建築年月	1991年（平成3年）2月
⑥ 階層別施設概要	
1階	常設展示室、特別展示室、ロビー、事務室、荷捌室、作業室、 体験学習室、他 1,881.39㎡
2階	ギャラリー、大会議室（収容人数100人） 平和資料室、他 1,045.23㎡
地階	第1収蔵庫、特別収蔵庫、倉庫、スタジオ、機械室・電気室、他 1,951.82㎡
屋階	階段室、他 64.16㎡
本館棟合計	4,942.60㎡
別棟 レストラン	96.67㎡
総 合 計	5,039.27㎡

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う業務は下記の通りとし、業務の詳細は「明石市立文化博物館指定管理者業務の仕様書」のとおりです。

（1）施設の貸出に関する業務

（2）利用料金の設定・収受に関する業務

（3）文化博物館の運営業務

① 受付・総合案内等に関すること

② 特別展の企画・開催に関すること

- ③ 文化博物館での活動及び調査研究に関する報告書の刊行
- ④ 集客事業
- ⑤ 広報・プロモーション業務
 - ア 広報活動の取組
 - イ ホームページ等（SNSを含む）の更新・運用
 - ウ PR冊子・チラシ・ポスター・広告・パネル等の作成及び配布、掲出
 - エ プロモーション活動
- ⑥ ボランティア活用事業
- ⑦ 地域活動団体・観光ボランティアガイド及び近隣企業等との連携に関する業務
- ⑧ サポーターづくり
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 上記業務に係る物品の管理及び庶務業務

【参考】市が担当する学芸業務（業務分割方式）

文化博物館では業務分割方式による指定管理者制度を導入しています。学芸業務について、市の歴史・文化に関する下記の業務は主に市が担当しますが、指定管理者は協力・協働して業務にあたってください。詳細は「明石市立文化博物館指定管理者業務の仕様書」に記載します。市の学芸業務担当者は文化博物館で指定管理者と共に業務を行います。

- ・ 博物館資料の収集、保管、展示、調査研究に関すること
- ・ 常設展示室の展示等運営に関すること
- ・ 企画展の開催に関すること
- ・ 明石の歴史・文化及び芸術・文化の教育普及に関すること

3 指定期間

2025年（令和7年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで（3年間）

文化博物館では、2024（令和6）年度から2025（令和7）年度にかけて、「文化博物館あり方検討会」を設置し、今後の文化博物館のあり方を検討します。その検討結果をすみやかに反映させるため、この度の指定期間は3年間とします。

4 業務に係る経費

業務に係る経費には、利用料金等の収入と市が支払う指定管理料を充ててください。

(1) 利用料金

文化博物館では利用料金制を導入しています。指定管理者は、事業遂行に際して生じる利用料金（博物館資料の観覧並びにギャラリー、大会議室及び駐車場の使用に係る料金）、並びに広告料、業務付帯収入（オリジナルグッズの販売収入等）等を自らの収入として収受することができます。

利用料金の額は、明石市立文化博物館条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理料

指定管理料は、各年度1億3,482万円（2024年度（令和6年度）予算額。消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。上限額を超える提案は、失格とします。

5 申請者の資格

(1) 応募資格

指定期間中、当該施設の管理運営業務を円滑にかつ安定して遂行できる能力を有している法人その他の団体（法人格は不問、個人は不可）で、次の要件をすべて満たすこと。

- ① この募集要項の公表日において国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)及び明石市税の滞納がないこと(納めるべき明石市税がない場合は、滞納がないものとみなします。)。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募申請期日以前になされている場合はこの限りでない。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、この募集要項の公表日から指定管理者候補者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。
- ⑦ 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあっては、市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。
- ⑧ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでない。

(2) 応募条件

- ① グループで応募する場合は代表する法人を定めて下さい。
- ② 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。
- ④ グループの構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。
- ⑤ グループで応募する場合は、代表団体及び構成団体のいずれも応募資格を満たしている必要があります。

(3) 欠格事項

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。グループ応募の場合は、代表団体及び構成団体のいずれも次の要件に該当しないこと。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合

- ② 申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 応募申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ 指定された面接審査の日時に遅参又は欠席した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

6 募集スケジュール

(1) 募集要項等の公開	2024年（令和6年）7月1日（月）
(2) 施設の視察・現地説明会	2024年（令和6年）7月16日（火）
(3) 質問の受付	2024年（令和6年）7月17日（水）～7月23日（火）
(4) 募集要項等に対する質問への回答	2024年（令和6年）8月1日（木）
(5) 申請の受付	2024年（令和6年）8月29日（木）～9月6日（金）
(6) 審査・選定	2024年（令和6年）9～10月予定
(7) 選定結果の通知	2024年（令和6年）11月予定
(8) 指定議案の議決	2024年（令和6年）12月市議会へ提出予定
(9) 指定の通知・告示	2024年（令和6年）12月下旬予定
(10) 基本協定の締結	2025年（令和7年）1～3月予定
(11) 業務の引継ぎ	2025年（令和7年）3月
(12) 年度協定の締結	2025年（令和7年）4月1日
(13) 指定管理業務の開始	2025年（令和7年）4月1日～

7 申請書類等のダウンロード

2024年（令和6年）7月1日（月）より、市ホームページ（本件公募情報のページ）でダウンロードできます。

8 現地説明会

文化博物館の視察及び申請方法、提出書類などについての説明会を、次のとおり開催します。参加人数は1団体につき2人までとします。

- (1) 開催日時 2024年（令和6年）7月16日（火）14時30分から2時間程度
- (2) 開催場所 明石市立文化博物館 2階 大会議室
- (3) 参加申込方法

下のURLまたは2次元コード（「明石市立文化博物館現地説明会（7/16）申込フォーム」）より申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/eHmi/587919>



(4) 申込受付期間

2024 年（令和 6 年）7 月 1 日（月）10 時から 7 月 12 日（金）正午まで

(5) その他

当日は、本要項、仕様書及びその他公表した書類一式を持参してください。現地説明会では公表した書類は配布しません。

9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この募集要項及び仕様書等その他公表した内容について質問しようとする場合は、下の URL または 2 次元コード（「明石市立文化博物館指定管理者募集に関する質問受付フォーム」）より質問してください。必要事項の記載に漏れのある質問には回答しません。

<https://logoform.jp/form/eHmi/584779>



(2) 質問受付期間

2024 年（令和 6 年）7 月 17 日（水）10 時から 7 月 23 日（火）17 時まで

(3) 質問に関する回答

2024 年（令和 6 年）8 月 1 日（木）に市ホームページ（本件公募情報のページ）にて公表します。

10 申請書類の提出

(1) 提出する書類

仕様書を参照してください。

(2) 提出方法

下の URL または 2 次元コード（「明石市立文化博物館指定管理者募集申請フォーム」）より申請書類を提出してください。提出後、その旨を電話で連絡してください。

なお、必要に応じて提出書類の原本の提出をお願いする場合があります。

<https://logoform.jp/form/eHmi/584590>



(3) 申請書類の提出期間

2024 年（令和 6 年）8 月 29 日（木）10 時から 9 月 6 日（金）17 時まで

(4) 申請書類の提出後の連絡

明石市文化・スポーツ室歴史文化財担当 078-918-5629 へ連絡してください。

(5) 連絡対応時間

2024年（令和6年）8月29日（木）から9月6日（金）の9時から17時30分まで

※2024年（令和6年）9月1日（日）2日（月）は対応しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者が負担してください。

11 選定の方法

(1) 審査方法

① 書類審査（2024年（令和6年）9月下旬予定）

書類審査により、上位5者を面接審査の対象とします。

② 面接審査（2024年（令和6年）9月下旬～10月上旬予定）

第3順位まで候補者を選びます。

最も評価点の高い団体を選定委員会が市長へ推薦し、これを受けて市長が指定管理者候補者として選定します。選定の基準は仕様書に記載しています。

12 協定の締結等

(1) 基本的な考え方

指定管理者を指定した後、市と指定管理者双方の意思を確認するため、指定管理業務に関して、指定期間中の包括的な事項を定めた協定を締結します。ただし、協定締結日または協定発効日以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

協定は、基本協定と年度協定の2種あります。指定管理期間2年目（2026年度（令和8年度））以降の年度協定は、当該年度の事業計画に基づいて締結します。

なお、協定に定めのない事項や協定内容に疑義が生じた場合は、その都度双方で改めて協議します。

【問い合わせ先】

明石市 市民生活局 文化・スポーツ室 歴史文化財担当

〒673-0846 明石市上ノ丸2-13-1

電話 078-918-5629 FAX 078-918-5633

b-sisetu@city.akashi.lg.jp